

大川交番だより

令和7年9月号



秋の交通安全県民運動



～自転車交通安全～

守りましょう！ 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



期間 9月21日～30日



- 自転車は、自動車と同じ「車両」です。
- しっかり交通ルールを守り、歩行者に優しい運転を心がけましょう。
- 万が一の事故に備え、ヘルメットを着用しましょう。
- 「自転車安全利用五則」は、自転車を安全に利用するための基本的な5つのルールです。
- 自転車は、交通事故の被害者だけでなく、加害者になり得ます。
- 福岡県では条例により、自転車保険の加入が義務付けられています。

広報大川



筑後警察署
Tel 0942-52-0110
事件・事故の時は
110番
通報を！

～歩行者交通安全～

横断 歩道 マナーアップ運動

歩行者は、正しく安全に道路横断を！
ドライバーは、歩行者に優しい運転を！



これはあぶないよ！

どうろにとびだす



くるまはすぐにとまれないよ！

くるまのまえやうしろをわたる



「とびだし」とおなじで、きけんだよ！

どうろやちゅうしゅうであそぶ



くるまがいつくるかわからないよ！

- 横断する時は、止まって、見て、合図を出して、待ってから渡りましょう。
- 横断中の事故に遭わないように、安全確認をしながら渡りましょう。
- 近くに横断歩道があるときは、横断歩道を渡りましょう。
- 斜め横断や車両の直前直後の横断などの危険な横断は止めましょう。
- 明るい服装や反射材を着用しましょう。
- 歩行者も交通ルールを守りましょう。



大川警部交番管内の事件事故の発生状況



筑後警察署ホームページ



令和7年7月1日から7月31日までの間

事件 (万引き 2 件、さい銭盗 1 件 職場盗 1 件、詐欺盗 1 件、器物損壊 1 件)
事故 (物件事故 19 件 人身事故 7 件)

7月から大川市、大木町内のビニールハウスにおいて、**給水用の金属バルブ盗難事件**が連続発生中！！不審な車や人を目撃したら、**110番通報**をお願いします。